

第67回 定時株主総会 招集ご通知



証券コード：6855

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催
場所

兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号
都ホテル尼崎3階鳳凰の間

議案

第1号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

議決権行使期限

2026年6月24日(水)午後5時15分まで

証券コード 6855

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西長洲町二丁目5番13号

日本電子材料株式会社

取締役社長 坂 田 輝 久

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第67回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jem-net.co.jp/ir/meeting>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第67期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

事前行使のご案内

インターネット等による 議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、**賛否をご入力**ください。

郵送により議決権を 行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**ご返送**ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時 [受付開始：午前9時]

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時15分締切

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時15分到着

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、以下の内容をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

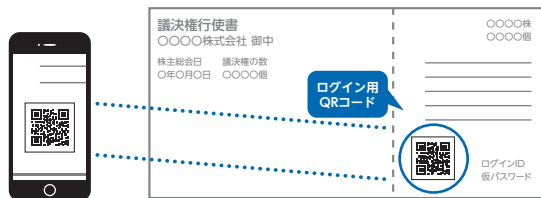
2026年6月24日(水曜日)
午後5時15分締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

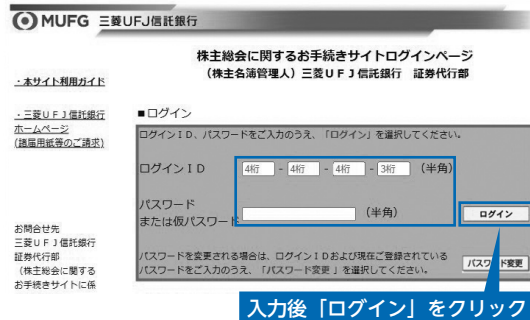


以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



入力後「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料) (受付時間 午前9時から午後9時まで)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当
1	さか たく てる ひさ 坂 田 輝 久	再任 代表取締役社長 社長執行役員
2	みや もと よし ゆき 宮 本 佳 幸	再任 専務取締役 専務執行役員 MEMS統括部長（MEMS統括担当）
3	りゅう けい いち 龍 圭 一	再任 取締役 上席執行役員 製品技術統括部長（製品技術統括担当）
4	みや じま わたる 宮 島 渉	再任 社外 独立 社外取締役

候補者
番号

さか た

てる ひさ

1

坂 田

輝 久

■生年月日

1962年4月11日生

■所有する当社株式の数

19,899株

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2001年4月 当社開発二部長
2004年4月 当社P C技術シニアマネージャー
2009年4月 当社技術統括部長
2010年7月 当社製品技術統括部長
2013年6月 当社取締役製品技術統括部長 製品技術統括管掌
2014年4月 当社取締役営業統括部長 兼 L 製品統括部長 L 製品統括管掌
JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長
2017年6月 当社執行役員 第二製品統括部長 兼 開発企画シニアマネージャー
(第二製品統括担当)
2017年9月 当社執行役員 MEMS 統括部長 兼 第二製品統括部長
兼 開発企画シニアマネージャー (第二製品統括、MEMS 統括担当)
2017年10月 当社執行役員 開発&MEMS 統括部長 (開発&MEMS 統括担当)
2019年6月 当社常務執行役員 MEMS 統括部長 (MEMS 統括担当)
2021年6月 当社常務執行役員 (MEMS 統括担当)
2022年6月 当社常務取締役 常務執行役員 (品質統括担当)
2022年10月 当社取締役副社長 副社長執行役員 (品質統括担当)
2023年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (品質統括担当)
2024年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

選任理由

坂田輝久氏は、取締役及び執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、代表取締役社長としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るに当たり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

みやもと

よし ゆき

2

宮本

佳幸

■生年月日

1958年1月4日生

■所有する当社株式の数

9,259株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社日立製作所入社
2002年4月 同社那珂工場 生産技術部長
2003年4月 株式会社ルネサステクノロジ入社 同社那珂工場 生産技術部長
2005年4月 同社那珂工場 製造部長
2007年10月 同社西条工場長
2010年4月 ルネサスエレクトロニクス株式会社入社 同社西条工場長
2012年4月 同社那珂工場長
2014年4月 ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社入社
同社代表取締役社長
2020年9月 当社入社
当社MEMS統括 チーフエキスパート
2021年6月 当社執行役員 MEMS統括部長
2022年6月 当社上席執行役員 MEMS統括部長 (MEMS統括担当)
2023年6月 当社常務取締役 常務執行役員 MEMS統括部長 (MEMS統括担当)
2025年6月 当社専務取締役 専務執行役員 MEMS統括部長 (MEMS統括担当)
(現任)

選任理由

宮本佳幸氏は、取締役及び執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、専務執行役員及びMEMS統括の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

りゅう

けい いち

3

龍

圭 一

■生年月日

1969年3月12日生

■所有する当社株式の数

5,981株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社東芝入社
2006年1月 東芝アメリカ電子部品社出向
2010年6月 株式会社東芝 メモリ事業部 メモリ応用技術部
2015年6月 株式会社東芝 メモリ事業部 メモリ応用技術第一部 部長
2017年4月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）へ承継転籍
2021年6月 当社入社
当社執行役員 営業統括部長
2022年2月 JEM EUROPE S.A.R.L. 代表取締役会長（現任）
2022年6月 JEM AMERICA CORP. 取締役（現任）
JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長
JEM Shanghai Co.,Ltd. 代表取締役会長
JEMCO Co.,Ltd. 代表取締役社長
JEM SE ASIA Pte.Ltd. 代表取締役（現任）
2023年6月 当社上席執行役員 製品技術統括部長（製品技術統括担当）
2025年6月 当社取締役 上席執行役員 製品技術統括部長（製品技術統括担当）
（現任）

選任理由

龍圭一氏は、取締役及び執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、上席執行役員及び製品技術統括の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

みや じま

わたる

社外取締役候補者

4

宮 島

渉

生年月日

1974年9月5日生

所有する当社株式の数

一株



再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 司法書士試験合格
2002年 4 月 司法書士・土地家屋調査士神田事務所入所
2005年 3 月 中央青山PwCコンサルティング株式会社入社
2005年 8 月 司法書士登録 独立開業
2010年 9 月 司法試験合格
2011年12月 弁護士登録
法律事務所フロンティア・ロー入所
2014年 1 月 法律事務所フロンティア・ロー 代表弁護士（現任）
2015年 6 月 ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社 社外取締役
2015年 9 月 株式会社ウイルプラスホールディングス 社外監査役
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

宮島渉氏は、弁護士としての専門的知識と経験を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。宮島渉氏には、取締役の職務執行に対する妥当性・適正性を確保するための適切な助言、提言等をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮島渉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮島渉氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き宮島渉氏を独立役員とする予定であります。
4. 宮島渉氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、宮島渉氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
6. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考）本定時株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

本総会において第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役の主な知識・経験・能力等（スキル・マトリックス）は次のとおりです。

	氏名	企業経営	グローバル	営業	開発製造	品質管理	法務 リスク 管理	財務会計
取締役 (監査等委員であ る取締役を除く)	坂 田 輝 久	●	●	●	●	●		
	宮 本 佳 幸	●			●	●		
	龍 圭 一	●	●	●	●			
	宮 島 渉						●	
取締役 (監査等委員)	足 立 安 孝	●					●	●
	濱 田 幸 和	●					●	●
	千葉櫻 えりか		●				●	

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やま	ね	たけ	お	■ 生年月日	■ 所有する当社株式の数
山	根	武	夫	1965年8月7日生	一株

略歴及び重要な兼職の状況

1988年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
1991年7月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
1995年8月	公認会計士登録
2004年9月	なぎさ有限責任監査法人設立 同社代表社員（現任）
2025年6月	当社補欠監査等委員（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

山根武夫氏は、公認会計士資格を有し、会計監査に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、その知識と見識を当社の監査体制に生かしていただけると考え、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。山根武夫氏には、公認会計士の経験を生かし、主に会計面での監査機能を強化いただくことを期待しております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山根武夫氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山根武夫氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、山根武夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
5. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。山根武夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以　上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善と各種政策の効果により、緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、中東情勢の影響、物価上昇、米国の通商政策をめぐる動向、金融資本市場の変動等により、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場につきましては、データセンター向けや生成AIの画像処理半導体や広帯域メモリー（HBM）等の先端半導体の旺盛な需要が継続しました。

このような事業環境の中、メモリー向けプロブカードの拡販が大きく進んだことにより、売上高につきましては、前連結会計年度を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加に加えて、国内工場の高い稼働率により、前連結会計年度を大きく上回る結果となりました。これにより、創業以来の最高売上高、利益を達成いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は29,366百万円（前連結会計年度比23.2%増）、営業利益は7,249百万円（前連結会計年度比58.1%増）、経常利益は7,177百万円（前連結会計年度比54.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,451百万円（前連結会計年度比57.8%増）となりました。

報告セグメント別の業績は次のとおりです。

<半導体検査用部品関連事業>

半導体検査用部品関連事業につきましては、非メモリー向けプローブカードの需要は軟調に推移しました。一方で、メモリー向けプローブカードは、国内外の先端半導体向けの需要拡大に加え、回復しつつある主要顧客のニーズに応えるため、生産増強に努めました。更に一昨年に竣工した熊本第4工場の本格稼働や、継続的な既存工場への設備投資が生産能力の向上に寄与し、生産の更なる拡大を後押ししました。この結果、売上高は前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、売上高は29,142百万円（前連結会計年度比23.5%増）となりました。

<電子管部品関連事業>

電子管部品関連事業につきましては、売上高223百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で3,866百万円（前連結会計年度比3.7%減）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、以下の資金調達を行っております。

2026年3月16日に公募増資により1,739,200株の新株式を発行し、これにより10,641百万円の資金調達を行いました。2026年3月30日に、第三者割当てによる新株式を257,800株発行し、これにより1,577百万円の資金調達を行いました。

また、設備投資に対するものも含め、長期借入金として1,100百万円、第3回無担保社債（私募債）の発行により2,000百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業分野である半導体市場につきましては、中長期的にデジタル社会への移行が進展する中、生成AI向けを中心とした半導体需要の拡大が継続すると見込まれております。こうした動向を背景に、半導体製造基盤の強化・確保に向けた新たな工場建設の動きも広がっております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、今後も成長が見込まれるMタイププローブカード（MEMS技術を用いたプローブカード）について、生産体制の強化及び生産効率の向上、並びに次世代半導体向けプローブカードの開発を進めることにより、顧客需要への対応力を高めるため、2026年2月に兵庫県尼崎市に新工場を建設することを決議し、2028年8月竣工に向けて準備を進めております。加えて、人員体制の強化や既存工場に対する積極的な設備投資等の先行投資も継続し、一層の生産能力の向上に努めてまいります。

一方で、中東地域の情勢緊迫化に伴う世界経済の減速懸念や地政学的リスクの高まり等、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き不透明な状況にあります。生成AI向け半導体市場の拡大が継続する中、サプライチェーン全体における供給制約が発生した場合には、半導体市場及び顧客の生産計画、並びに当社グループの生産活動に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、外部環境の変化を注視しつつ、供給網の強化と安定性の向上に努めてまいります。

さらに、当社は中長期的な企業価値の向上を目指し、サステナビリティを重要な経営課題として位置付け、これに対する対応を進めてまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるMタイププローブカードの更なる性能向上、納期短縮、原価低減を行い、製品競争力を高め、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプローブカードの開発を加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取り組み

技術革新やV A活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

リスクマネジメントの一層の高度化を図り、経営基盤の強化に努めるとともに、環境・社会・ガバナンス（E S G）に関する取り組みを推進し、持続的な成長及び企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 64 期 (2022年度)	第 65 期 (2023年度)	第 66 期 (2024年度)	第 67 期 (当連結会計年度) (2025年度)
売 上 高 (百万円)	20,781	17,461	23,829	29,366
経 常 利 益 (百万円)	3,338	1,007	4,640	7,177
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,612	622	3,454	5,451
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	207.25	49.32	273.53	425.98
総 資 産 (百万円)	32,691	34,769	39,859	58,476
純 資 産 (百万円)	24,242	24,670	27,914	44,878
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,922.55	1,953.43	2,209.93	3,063.93

- (注) 1. 第64期につきましては、前連結会計年度において需要が旺盛だったメモリー向け製品が、スマートフォン等の半導体需要が弱含んだ影響等により、売上高は前連結会計年度を下回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の減少及びプロダクトミックスの変化等により前連結会計年度を下回る結果となりました。
2. 第65期につきましては、非メモリー向けプローブカードは、国内先行需要向けの拡販が進んだことにより、底堅く推移しましたが、メモリー向けプローブカードは、海外半導体メーカー向けの拡販が進んだものの、市場の冷え込みの影響による主要顧客の需要の落ち込みが大きかったため、前連結会計年度を下回る結果となりました。利益面につきましても、年明け以降は、売上高の増加に伴う工場稼働率の改善及び高付加価値製品の受注、並びにコスト削減等により回復傾向となったものの、年間を通じての売上高の減少の影響を補うことはできず、前連結会計年度を下回る結果となりました。

3. 第66期につきましては、非メモリー向けプローブカードは需要が低調に推移し、前連結会計年度をやや下回る結果となりました。一方、メモリー向けプローブカードは、第4四半期（2025年1月～3月）において、国内及びアジアを中心とした海外向けに、先端半導体向け高付加価値製品の拡販が著しく進展しました。これに加え、製品在庫の出荷も寄与した結果、前連結会計年度を大きく上回りました。こうした状況を受け、全体としても前連結会計年度を大きく上回る結果となりました。利益面につきましては、不安定な為替相場の影響や熊本新棟に係る一時的な費用等の発生があったものの、高付加価値製品を中心とした売上高の増加による、国内工場の稼働率向上等により、前連結会計年度を大きく上回る結果となりました。
4. 第67期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US\$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.	2,000 千HK\$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT\$	100.0	
JEM EUROPE S.A.R.L.	400 千€	100.0	
JEM Shanghai Co., Ltd.	1,000 千US\$	100.0	
JEM (THAILAND) Co., Ltd.	38,000 千THB	100.0	
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.	5,600 千HK\$	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
半導体 検査用部品 関連事業	<カンチレバー型プローブカード> Cタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・CEシリーズ <アドバンスプローブカード> Vタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・VTシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・VSシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・VEシリーズ（垂直+カンチレバー複合型プローブカード） Mタイププローブカード MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・MCシリーズ ・MLシリーズ ・MTシリーズ
電子管部品 関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市
三 田 工 場	兵 庫 県 三 田 市
東 京 営 業	神 奈 川 県 横 浜 市
JEM AMERICA CORP. (子会社)	ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
JEM (HONG KONG) Co., Ltd. (子会社)	中 国 香 港
JEM TAIWAN PROBE CORP. (子会社)	台 湾 竹 北 市
JEM EUROPE S.A.R.L. (子会社)	フ ラ ン ス モ ン ブ ル ノ サ ン マ タ ン 市
JEM Shanghai Co., Ltd. (子会社)	中 国 上 海 市
JEM (THAILAND) Co., Ltd. (子会社)	タ イ チ ャ ン ブ リ 県
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd. (子会社)	中 国 広 東 省 深 圳 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 比 増 減
1,234名	80名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株)三菱UFJ銀行	4,425 百万円
(株)三井住友銀行	1,657
(株)みずほ銀行	904
その他	555

(注) (株)三菱UFJ銀行の借入残高には社債（私募債）の未償還残高2,800百万円を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,663,510株
- (3) 株主数 11,496名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	1,701 千株	11.61 %
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	816	5.57
大 久 保 和 正	511	3.49
(有) 大 久 保 興 産	427	2.91
(株) S B I 証 券	371	2.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	370	2.53
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	310	2.11
(株) 三 菱 U F J 銀 行	309	2.11
BROWN BROTHERS HARRIMAN+CO BOSTON CUSTODIAN FOR ACADIAN ACWI EX US EQUITY CIT	295	2.02
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	248	1.69

(注) 持株比率は、自己株式（16,034株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式の種類及び株式数	交付対象者数
対 象 取 締 役	普通株式 10,823 株	3 名
取締役を兼務しない執行役員	普通株式 8,271 株	5 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 田 輝 久	社長執行役員
専 務 取 締 役	宮 本 佳 幸	専務執行役員 MEMS統括部長 (MEMS統括担当)
取 締 役	龍 圭 一	上席執行役員 製品技術統括部長 (製品技術統括担当)
取 締 役	宮 島 渉	法律事務所フロンティア・ロー代表弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	足 立 安 孝	三相電機(株)社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	濱 田 幸 和	濱田税理士事務所所長 (株)プロセスサポート代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	千葉櫻 えりか	(株)G S I クレオス社外取締役

- (注) 1. 取締役宮島渉氏並びに取締役（監査等委員）濱田幸和氏及び千葉櫻えりか氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うため、取締役（監査等委員）足立安孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役宮島渉氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役宮島渉氏を独立役員とする届出を行っております。
4. 法律事務所フロンティア・ローと当社との間には、特別の関係はありません。
5. 取締役（常勤監査等委員）足立安孝氏は、長年にわたり当社の管理部門統括及び経理部門の責任者に従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 三相電機(株)と当社との間には、特別の関係はありません。
7. 取締役（監査等委員）濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役（監査等委員）濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
8. 濱田税理士事務所及び(株)プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。
9. 取締役（監査等委員）千葉櫻えりか氏は、米国ニューヨーク州弁護士資格を有しており、知的財産分野を強みとした企業法務に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役（監査等委員）千葉櫻えりか氏を独立役員とする届出を行っております。
10. (株)G S I クレオスと当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2025年6月25日開催の定時株主総会において、龍圭一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2025年6月25日開催の定時株主総会において、取締役大久保和正氏は、任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （1名）	78百万円 （6百万円）	46百万円 （―）	24百万円 （―）	149百万円 （6百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	31百万円 （13百万円）	― （―）	― （―）	31百万円 （13百万円）

（注） 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。また、上記の報酬枠とは別枠にて、2022年6月24日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬は、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

業務執行取締役の報酬の決定方針は、独立社外取締役を過半数として構成する報酬委員会の審議事項であるとともに取締役会の決議事項であり、取締役会は、報酬委員会の審議結果を踏まえ、役位及び職責に応じた報酬、並びにインセンティブの付与を勘案し、次の決定方針を決議しております。

- ・業務執行取締役の報酬は、基礎部分及び業績部分により構成する年額として決定すること
- ・基礎部分は、役位及び職責への対価であり、役位及び職責に基づき決定のうえ、金銭報酬により支給すること
- ・業績部分は、当社の経営指標である「連結経常利益率10%以上」の達成と、企業価値の持続的な向上及び株主との価値共有を図るためのインセンティブであり、前年度の連結経常利益率並びに業績への貢献度に基づき決定のうえ、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬とにより支給すること

取締役会及び報酬委員会は、業務執行取締役の報酬を決定するごとに当該決定方針の変更要否について確認し、変更を要する場合には変更後の決定方針を決議いたします。また、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該決定方針に基づく業務執行取締役の報酬は、下図のように固定部分と前年度の連結経常利益率並びに貢献度に基づく業績部分とにより年額が決定され、基礎部分と業績部分との支給割合は、業績部分の支給額により基礎部分100%・業績部分0%から、基礎部分44%・業績部分56%までの範囲で変動いたします。

業績部分が最高額の場合	基礎部分 44%	業績部分 56%
業績部分が標準額の場合	基礎部分 67%	業績部分 33%
業績部分が不支給の場合	基礎部分 100%	
なお、業績部分は下図のように金銭報酬70%・譲渡制限付株式報酬30%で構成しております。		
業績部分の内訳	金銭報酬 70%	株式報酬 30%

取締役会は、当該決定方針に基づき、業務執行取締役の報酬を2025年6月25日開催の臨時取締役会において決議しており、2025年3月期の連結経常利益率は目標とする10%以上に対して19.5%であり、基礎部分と業績部分との支給割合は基礎部分51%・業績部分49%であります。

監査等委員を除く非業務執行取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が報酬委員会の審議を経て取締役会の決議により決定され、また、監査等委員である取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が監査等委員である取締役の協議により決定されます。

(6) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	宮 島 渉	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席し、弁護士としての知識と経験を生かし、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた発言を適宜行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、活発な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	濱 田 幸 和	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべて、及び監査等委員会12回のすべてに出席し、税理士の経験を生かした税務面を主として、発言を適宜行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として主導的な役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	千葉櫻 えりか	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべて、及び監査等委員会12回のすべてに出席し、米国ニューヨーク州弁護士としての専門的知識と経験を生かし、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた発言を適宜行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、活発な発言を行っております。

(7) 執行役員に関する事項

当社は、執行役員制度を導入しております。2026年4月1日現在の、取締役兼務を除く執行役員は、次のとおりであります。

氏 名	役 職 (担 当)
藤 井 昭 彦	上席執行役員 生産統括部長（生産統括、品質統括担当）
澤 井 守 康	上席執行役員 営業統括部長（営業統括担当）
石 本 浩 久	執 行 役 員 管理部門統括部長（管理部門統括担当）
向 井 英 樹	執 行 役 員 社長室長（コンプライアンス担当）
吉 田 敬	執 行 役 員 先行開発統括部長（先行開発統括担当）

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	27百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託しております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けています。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ②業務執行にあたっては、取締役会、執行役員会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
- ③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
- ④コンプライアンス担当責任者はコンプライアンス担当執行役員とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当責任者は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会及び執行役員会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
- ②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
- ③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
- ④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
- ⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当責任者及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
- ②取締役会、執行役員会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献等を勘案して、その優先順位を決定する。
- ③業績は、ＩＴを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会、執行役員会並びに経営会議に報告する。
- ④取締役会、執行役員会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する執行役員及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
- ③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査等委員会等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査等委員会等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当責任者と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合、監査等委員会の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査等委員会に有り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させる。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人はその職務に関して監査等委員会の指示のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの指示を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員会が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、執行役員会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査等委員会は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧又は謄写できる。

③監査等委員会からの取締役又は使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

5-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
- ③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
- ④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

5-3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

5-4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する「安定的な利益還元」を重要な経営方針の一つとしています。2024-2026年度中期経営計画においては、設備投資と研究開発を中心に「将来に向けた成長投資」とのバランスを取りながら、株主の皆様へ安定的・継続的かつ利益に見合った配当を実施する方針です。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、当期の剰余金の配当につきましては、中間配当金30円を含め、1株当たりの年間配当金を80円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金50円
総額 732,373,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月11日

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	27,110
受取手形	0
電子記録債権	726
売掛金	10,609
有価証券	41
製品	574
仕掛品	1,768
原材料及び貯蔵品	2,234
その他	523
貸倒引当金	△ 23
流動資産合計	43,566
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	5,196
機械装置及び運搬具	2,798
工具、器具及び備品	448
使用権資産	461
リース資産	155
土地	1,786
建設仮勘定	2,070
有形固定資産合計	12,917
無形固定資産	
ソフトウェア	248
その他	33
無形固定資産合計	281
投資その他の資産	
投資有価証券	78
関係会社株式	65
繰延税金資産	240
その他	1,326
貸倒引当金	△ 0
投資その他の資産合計	1,710
固定資産合計	14,909
資産合計	58,476

	金額
負債の部	
流動負債	
電子記録債務	661
買掛金	840
設備電子記録債務	49
1年内償還予定の社債	100
1年内返済予定の長期借入金	1,249
未払法人税等	1,421
賞与引当金	723
未払金	537
未払費用	710
その他	638
流動負債合計	6,932
固定負債	
社債	2,700
長期借入金	3,494
その他	470
固定負債合計	6,665
負債合計	13,597
純資産の部	
株主資本	
資本金	9,205
資本剰余金	9,424
利益剰余金	25,017
自己株式	△ 16
株主資本合計	43,630
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	11
為替換算調整勘定	1,236
その他の包括利益累計額合計	1,248
純資産合計	44,878
負債純資産合計	58,476

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	29,366
売上原価	16,482
売上総利益	12,883
販売費及び一般管理費	5,634
営業利益	7,249
営業外収益	
受取利息	34
為替差益	32
その他	35
営業外収益合計	102
営業外費用	
支払利息	53
社債利息	7
社債発行費	18
新株発行費	69
固定資産廃棄損	20
その他	5
営業外費用合計	175
経常利益	7,177
特別利益	
補助金収入	156
特別利益合計	156
特別損失	
減損損失	52
特別損失合計	52
税金等調整前当期純利益	7,281
法人税、住民税及び事業税	1,890
法人税等調整額	△ 60
法人税等合計	1,830
当期純利益	5,451
親会社株主に帰属する当期純利益	5,451

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,074	3,293	20,450	△ 16	26,801
当期変動額					
新株の発行	6,131	6,131			12,262
剰余金の配当			△ 884		△ 884
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,451		5,451
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,131	6,131	4,567	△ 0	16,828
当期末残高	9,205	9,424	25,017	△ 16	43,630

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	8	1,104	1,112	27,914
当期変動額				
新株の発行				12,262
剰余金の配当				△ 884
親会社株主に帰属する 当期純利益				5,451
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	132	135	135
当期変動額合計	2	132	135	16,964
当期末残高	11	1,236	1,248	44,878

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 7社 |
| ② 連結子会社の名称 | JEM AMERICA CORP.
JEM (HONG KONG) Co.,Ltd.
JEM TAIWAN PROBE CORP.
JEM EUROPE S.A.R.L.
JEM Shanghai Co.,Ltd.
JEM (THAILAND) Co.,Ltd.
JEM (SHENZHEN) Co.,Ltd. |

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JEMCO Co.,Ltd. JEM SE ASIA Pte.Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

JEMCO Co.,Ltd. JEM SE ASIA Pte.Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

- b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
製品及び仕掛品
 プローブカード等の受注生産品……主として個別法によっております。
 その他見込生産品……主として月別総平均法によっております。
原材料……主として移動平均法によっております。
貯蔵品……主として最終仕入原価法によっております。
- c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- ② 固定資産の減価償却の方法
- a. 有形固定資産
使用権資産及びリース資産以外の
有形固定資産……定額法によっております。
使用権資産……リース期間を償却期間とした定額法によっております。
リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法を採用しております。
- b. 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用して
おります。
- ③ 引当金の計上基準
貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績
率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見
込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
製品の販売に係る収益は、製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履
行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する
支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の当該販売に
ついては出荷時点で収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,810百万円
(2) ①担保に供している資産	
建物及び構築物	392百万円
土 地	382百万円
②上記に対応する債務	
1年内返済予定の長期借入金	511百万円
長期借入金	1,114百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	12,647,416株	2,016,094株	— 株	14,663,510株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	15,900株	134株	— 株	16,034株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	505百万円	40円	2025年3月31日	2025年6月11日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	379百万円	30円	2025年9月30日	2025年12月1日

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	732百万円	50円	2026年3月31日	2026年6月11日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、35.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	60	60	—
資産計	60	60	—
(1) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	4,743	4,555	△188
(2) 社債 （1年内償還予定の社債含む）	2,800	2,727	△72
負債計	7,543	7,283	△260

「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「設備電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	18	2	16
小計	18	2	16
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) その他	41	41	—
小計	41	41	—
合計	60	43	16

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等の金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60
関係会社株式	65

非上場株式については、市場価格のない株式等のため、「資産（1）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超
受取手形	0	—
電子記録債権	726	—
売掛金	10,609	—
合計	11,336	—

(注4) 長期借入金及び社債（1 年内返済予定の長期借入金、1 年内償還予定の社債含む）の連結決算日の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	1,249	1,249	996	690	307	250
社債	100	100	100	100	2,100	300
合計	1,349	1,349	1,096	790	2,407	550

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	18	—	—	18
資産計	18	—	—	18

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	41	—	41
資産計	—	41	—	41
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	4,555	—	4,555
(2) 社債 (1年内償還予定の社債含む)	—	2,727	—	2,727
負債計	—	7,283	—	7,283

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その一方で、その他については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	半導体検査用 部品関連事業	電子管部品 関連事業	計	
売上高				
日本	14,068	223	14,292	14,292
アジア	13,008	—	13,008	13,008
北米	1,571	—	1,571	1,571
ヨーロッパ	493	—	493	493
顧客との契約から生じる収益	29,142	223	29,366	29,366
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	29,142	223	29,366	29,366

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. (5) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,063円93銭

(2) 1株当たり当期純利益

425円98銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

資産の部		金額	負債の部		金額
流動資産			流動負債		
現金及び預金		23,069	電子記録債務		661
受取手形		0	買掛金		1,511
電子記録債権		726	設備電子記録債務		49
売掛金		8,936	1年内償還予定の社債		100
製品		57	1年内返済予定の長期借入金		1,249
仕掛品		1,555	未払金法人税等		1,171
原材料及び貯蔵品		1,676	賞与引当金		723
関係会社短期貸付金		70	未払金		563
未収入金		862	設備未払金		321
その他		251	その他		252
貸倒引当金		△ 4	流動負債合計		6,605
流動資産合計		37,202	固定負債		
固定資産			社債		2,700
有形固定資産			長期借入金		3,494
建物		4,818	その他		89
構築物		295	固定負債合計		6,284
機械及び装置		2,191	負債合計		12,889
工具、器具及び備品		421	純資産の部		
リース資産		155	株主資本		
土地		1,786	資本金		9,205
建設仮勘定		1,918	資本剰余金		
有形固定資産合計		11,587	資本準備金		9,424
無形固定資産			資本剰余金合計		9,424
ソフトウェア		188	利益剰余金		
その他		30	利益準備金		97
無形固定資産合計		218	その他利益剰余金		
投資その他の資産			別途積立金		3,510
投資有価証券		78	事業拡張積立金		730
関係会社株式		862	土地圧縮積立金		82
繰延税金資産		589	建物圧縮積立金		6
その他		1,293	繰越利益剰余金		15,891
貸倒引当金		△ 0	利益剰余金合計		20,317
投資その他の資産合計		2,823	自己株式		△ 16
固定資産合計		14,629	株主資本合計		38,931
資産合計		51,832	評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金		11
			評価・換算差額等合計		11
			純資産合計		38,942
			負債純資産合計		51,832

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	24,938
売上原価	15,448
売上総利益	9,489
販売費及び一般管理費	4,387
営業利益	5,102
営業外収益	
受取手数料	131
受取配当金	512
為替差益	41
その他	97
営業外収益合計	781
営業外費用	
支払利息	51
社債利息	7
社債発行費	18
新株発行費	69
固定資産廃棄損	19
その他	5
営業外費用合計	171
経常利益	5,712
特別利益	
補助金収入	134
特別利益合計	134
特別損失	
減損損失	51
特別損失合計	51
税引前当期純利益	5,795
法人税、住民税及び事業税	1,466
法人税等調整額	△ 140
法人税等合計	1,325
当期純利益	4,469

株主資本等変動計算書
(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	3,074	3,293	3,293
当期変動額			
新株の発行	6,131	6,131	6,131
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	6,131	6,131	6,131
当期末残高	9,205	9,424	9,424

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(単位：百万円)

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		別途 積立金	事業拡張 積立金	土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	97	3,510	730	82	7	12,305	16,732	△ 16	23,084
当期変動額									
新株の発行									12,262
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—
剰余金の配当						△ 884	△ 884		△ 884
当期純利益						4,469	4,469		4,469
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1	3,586	3,585	△ 0	15,847
当期末残高	97	3,510	730	82	6	15,891	20,317	△ 16	38,931

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8	8	23,092
当期変動額			
新株の発行			12,262
建物圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 884
当期純利益			4,469
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	2	2
当期変動額合計	2	2	15,849
当期末残高	11	11	38,942

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

b. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品……個別法によっております。

その他見込生産品……月別総平均法によっております。

原材料……移動平均法によっております。

貯蔵品……最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の当該販売については出荷時点で収益を認識しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,570百万円
短期金銭債務	615百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,269百万円

(3) ①担保に供している資産

建 物	392百万円
土 地	382百万円

②上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	511百万円
長期借入金	1,114百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	①売上高	10,071百万円
	②仕入高	5,362百万円
	③販売費及び一般管理費	256百万円
	④営業取引以外の取引高	720百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

16,034株

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	93百万円
賞与引当金	263百万円
棚卸資産評価損等	261百万円
株式報酬費用	34百万円
未払役員退職慰労金	2百万円
投資有価証券評価損	0百万円
関係会社株式評価損	56百万円
減価償却限度超過額	39百万円
減損損失	16百万円
その他	14百万円

繰延税金資産 小計 784百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △144百万円

評価性引当額 小計 △144百万円

繰延税金資産 合計 639百万円

繰延税金負債

土地建物圧縮積立金	40百万円
その他	9百万円

繰延税金負債 合計 50百万円

繰延税金資産の純額 589百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	JEM TAIWAN PROBE CORP.	台湾 竹北市	121	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品の 販売	当社製品の 販売 (注)	4,161	売掛金	1,176
	JEM Shanghai Co.,Ltd.	中国 上海市	116	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品の 販売	当社製品の 販売 (注)	3,334	売掛金	1,363
	JEMCO Co.,Ltd.	韓国 京畿道	87	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社の 営業支援	材料の仕入 (注)	4,177	買掛金	349

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 2,658円64銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 349円26銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

日本電子材料株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 藤 田 貴 大

公認会計士 宮 本 靖 士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

日本電子材料株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 藤田 貴大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 宮本 靖士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

日本電子材料株式会社 監査等委員会

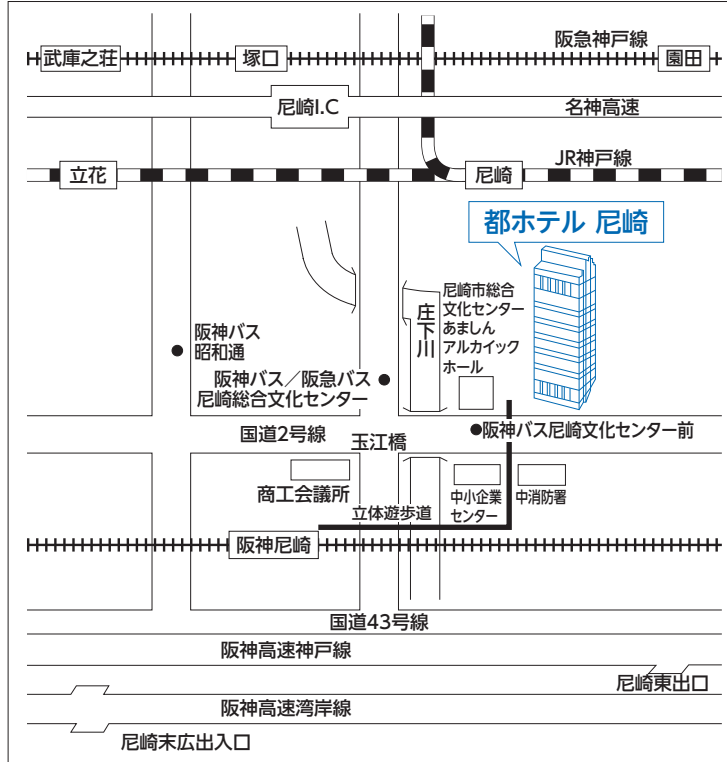
監査等委員	足立安孝	印
監査等委員	濱田幸和	印
監査等委員	千葉櫻えりか	印

(注) 監査等委員 濱田幸和及び千葉櫻えりかは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間
T E L 06-6488-7777



- 阪神尼崎駅より北東へ400m（徒歩5分）
○最寄のバス停のご案内
- ・尼崎総合文化センター
阪神バス：ＪＲ尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番
阪急バス：阪急塚口より57番
 - ・昭和通
阪神バス：ＪＲ立花より15番・43番／阪急塚口より13番
／阪急武庫之荘より15番・43番
 - ・尼崎文化センター前

※本総会終了後の懇親会、お土産の配布はございません。